

「私生活上の自由」と「具体的な危険」 ～住基ネット最高裁判決を再読する

情報法制学会第5回研究大会（2021年12月11日）

弁護士・慶應義塾大学総合政策学部
齊藤 邦史

「具体的な危険」

憲法13条と「私生活上の自由」

- ✓ 京都府学連事件
(最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁)
- みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由
- ✓ 外国人登録法指紋押捺事件
(最決平成7年12月15日刑集49巻10号842頁)
- みだりに指紋の押なつを強制されない自由
- ✓ 住民基本台帳ネットワーク事件
(最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁)
- 個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由

住基ネット最判

- ✓ 「住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、**法令等の根拠**に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という**正当な行政目的**の範囲内で行われているものといふことができる」
- ✓ 「住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が**法令等の根拠**に基づかずに又は**正当な行政目的**の範囲を逸脱して**第三者に開示又は公表される具体的な危険**が生じているということもできない」

住基ネット最判

- ✓ 「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を**管理、利用等**する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に**開示**又は**公表**するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、**憲法13条**により**保障された上記の自由**を侵害するものではない」
- ✓ 「住基ネットにより被上告人らの本人確認情報が**管理、利用等**されることによって、**自己のプライバシー**に関わる**情報の取扱い**について**自己決定する権利ないし利益**が違法に侵害されたとする被上告人らの主張にも理由がない」

憲法学説による読解

- ✓ 山本龍彦（2019）
- 「本判決が、NWS（引用注：情報ネットワークシステム）の『構造』まで審査し（……）、
- その脆弱性ゆえに個人情報のみだりに第三者に開示等される**具体的危険**が認められれば、
- 未だ現実に第三者への開示や濫用等がなされていない段階でも（**実害が生じていない段階**でも）、
- **上記自由の『侵害』**が肯定されうると判断したことの意味は決して小さくない」

マイナンバー訴訟における 「具体的な危険」

- ✓ A-1説：「開示又は公表」同視説
 - 福岡高裁、金沢地裁、横浜地裁、新潟地裁
- ✓ A-2説：「自由」侵害態様拡張説
 - 大阪地裁、東京地裁
- ✓ B説：「法的保護に値する利益」説
 - 名古屋高裁
- ✓ C説：妨害予防請求説
 - 仙台高裁

A-1説：「開示又は公表」同視説

- ✓ 福岡高判令和3年9月29日（令和2年（ネ）457号）
- 「番号制度における特定個人情報、**個人の識別性が高いことに加え、所得や社会保障の受給歴など秘匿性の比較的高い情報も含まれるから、**
- 番号制度自体に法制度上又はシステム技術上の不備があり、そのために法令等の根拠に基づかずに又は正当な目的の範囲を逸脱して、特定個人情報が**第三者に開示又は公表される具体的な危険**が生じている場合には、
- 現実にそれが**第三者に開示又は公表されたかどうかにかかわらず**、個人に関する情報をみだりに**第三者に開示又は公表されない自由を侵害するものといえる**」

A-2説：「自由」侵害態様拡張説

- ✓ 大阪地判令和3年2月4日（平成27年（ワ）11996号、平成28年（ワ）2023号、2895号）
- 「データベース社会において、個人に関する情報が、一旦適法に公表又は開示された場合に、その情報について他者により自由に収集、保有、管理、利用等されるとすれば、本人が予期しない形で、データベース化されるなどして様々な個人情報が集積・統合されることにより、部分的又は完全な人物像が作り上げられ、場合によっては誤った人物像が形成されるおそれが生じ、人々の社会的活動に対する萎縮効果などの個人の人格的自律に多大な影響が生じうる」といえる」
- 「個人の私生活上の自由には、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由があるにとどまらず、個人に関する情報をみだりに収集、保有、管理又は利用されない自由をもその内容に含む」

B説：「法的保護に値する利益」説

- ✓ 名古屋高判令和3年10月27日（令和2年（ネ）55号）
- 「情報通信技術が急速に進歩し、膨大な量の情報の収集、保管、加工、伝達等が可能になっている今日においては、
- 何人も、個人の私生活上の自由の一つとして、個人に関する情報をみだりに収集又は第三者に開示若しくは公表されない自由を有するとともに（……）、
- 控訴人らが主張するように自己情報コントロール権と呼ぶかどうかはともかく、
- 個人に関する情報をみだりに利用されないという法的保護に値する利益を有するものと解される」

公法上の職務義務違反と 「法律上の保護に値する利益」

- ✓ 前科照会事件
(最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁)
- 「前科及び犯罪経歴（…「前科等」…）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するのであつて、市区町村長が、本来選挙資格の調査のために作成保管する犯罪人名簿に記載されている前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもないところである。」
- ✓ 稲葉一将（2017）
- 「報告を禁止されていない場合に当たるのか否かを厳格に審査することなく漫然と個人情報を提供した、このような提供の形態に過失があったと判示した点において本判決の意義が認められる」

C説：妨害予防請求説

- ✓ 仙台高判令和3年5月27日（令和2年（ネ）272号）
- 「プライバシー権に基づく妨害予防又は妨害排除請求として、控訴人らの個人番号の収集、保存、利用及び提供の差止め並びに削除を求め、これらの行為による損害の賠償を求めるには、
- 国がマイナンバー制度の運用によって控訴人らの個人番号の収集、保存、利用及び提供をすることが違法であるといえる必要があり、
- そのためには、制度の運用により上記のようなプライバシー侵害の一般的抽象的な危険性が生ずるというだけでは足りず、
- マイナンバー制度の運用によって、控訴人らに関する情報がみだりに第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているといえる必要がある。

住基ネット（東京）事件控訴審判決

- ✓ 東京高判平成19年10月17日訟月54巻11号2869頁
- 「.....その情報の保有管理の仕方ないし仕組みからして、自分のプライバシーに係る情報が他者にみだりに開示される、あるいは当該情報が法で許容されないような形態でみだりに利用されるなどして、
- 当該個人の私生活の平穩、人格的自律が脅かされ、重大な損害が生ずる現実的、具体的危険があると認められる場合には、
- その情報を保有する者に対して、人格権に基づき、そのような危険が生じないよう予防を請求することができるとする余地が生じるというべきである」

住基ネット（東京）事件控訴審判決

- ✓ 東京高判平成19年10月17日訟月54巻11号2869頁
- 「（ただし、**人格権に基づく妨害予防請求**である以上、当該人格権の主体が、妨害予防を請求するに足るほど、プライバシー侵害の現実的、**具体的な危険**にさらされているといえることが前提となるものである。）」
- 「また、住基ネットの制度それ自体が以上のような観点からみて**違憲違法**とまではいえないとしても、
- その現実の運用状況からすると、控訴人らの本人確認情報が漏洩するなどしてそのプライバシー侵害が引き起される現実的、**具体的危険**があるという場合にも、**侵害の予防を求めることができる**と解する余地が生じる」

検討

- ✓ A-1説（福岡高裁）は、憲法学説の読解を一部受容した側面もあるが、「具体的な危険」を「侵害」と同視すべき根拠の補充を要し、救済が限定される
- ✓ B説（名古屋高裁）は、みだりに「利用」されない「法的保護に値する利益」の理論的性質、憲法に基づく「私生活上の自由」との関係が明確でない
- ✓ C説（仙台高裁）は、民事法律実務の観点からは無理がないものの、公権力に固有の憲法上の（内部）統制を考慮する観点に欠ける
- ✓ A-2説（大阪地裁）は、「管理」「利用」に対する公権力内部の統制を「侵害」と構成する理論的根拠が課題

「私生活上の自由」

「私生活上の自由」の法的性質

- ✓ 人格的利益説
- ✓ 一般的自由（主観的権利）説
- ✓ 一般的自由（客観的原則）説
- ✓ 「自由に対する権利」説

人格的利益説

- ✓ 住基ネット最判調査官解説
- 「本判決は、個人に関する情報が『みだりに』第三者に開示又は公表されたか否かについて一般的な判断基準を示すものではない」
- 「個人の人格的生存ないしその尊厳が脅かされるような態様で開示等が行われたか否か、又はその具体的な危険があるか否かという観点から判断されるべきものと考えられる」

一般的自由（主観的権利）説

- ✓ 西村裕一（2014）
- 「13条後段の趣旨は『公共の福祉』を逸脱する国家行為を端的に違憲とする点にあり、その際、かかる行為によって侵害される国民の行為が**人格的な『価値』**を有するか否かは問題にならないはず」
- 「幸福追求権が**一般的な自由**を保障していると解する方が自然であろう」
- 「この考え方は、憲法13条が『**私生活上の自由**』を保護すると解する諸判例にも適合的である」

一般的自由（客観的原則）説

- ✓ 押久保倫夫（2019）
- 「例えば『私生活上の自由』は、プライバシー等の諸法益と共に、広く人格権の一内容、あるいはプライバシー権ないし自己情報コントロール権としてまとめて、憲法上の権利として保証されるものとするのが可能だが、最高裁はそれに踏み出してはいない。」
- 「『一般的自由』は『個人の尊重』の原則、あるいは『法治国家』の原理から理論的に帰結されるものである。歴史的重みを背負った個別的人権、及びそれに準ずるものとして認定される新しい人権とは、異質なものであることに留意する必要がある。」

「自由に対する権利」説

- ✓ 駒村圭吾（2013）
- 「憲法は注意深く、『生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利』と規定している
- （つまり、『自由』一般ではなく、『自由に対する権利』を尊重すると定めている）のであって、
- そこでは『私生活上の自由』が（保護の度合いは別としても）主観的権利として保護されることが元来示唆されている」

私見

- ✓ 「私生活上の自由」は一般的自由（客観）と解する
- ✓ 憲法13条後段は、政治的共同体の構成員（国民）としての人格＝地位＝ペルソナ（仮面）を保護する
- ✓ これに対して同条前段は、「人格」の「尊厳」とは別に、公権力が「個人」の私的存在性を「尊重」することを求めている
- ✓ 公権力の内部過程に対する統制を設計・評価する局面で、憲法上の「権利」「侵害」を過度に強調すると、保護や救済の限定につながりかねない

関連論文

- ✓ 齊藤邦史「マイナンバー訴訟における『私生活上の自由』」情報法制研究10号（近刊）
- ✓ 齊藤邦史「『私生活上の自由』概念の再検討」情報ネットワーク・ローレビュー14号（2016年）
- ✓ 千葉邦史「日本国憲法における個人主義とプライバシー」法律時報84巻3号（2012年）

参照文献

- ✓ 山本龍彦（2019）「判批」長谷部恭男 = 石川健治 = 穴戸常寿編『憲法判例百選 I 〔第7版〕』（有斐閣）
- ✓ 稲葉一将（2017）「判批」宇賀克也 = 交告尚史 = 山本隆司編『行政判例百選 I 〔第7版〕』（有斐閣）
- ✓ 西村裕一（2014）木村草太 = 西村裕一『憲法学再入門』（有斐閣）
- ✓ 押久保倫夫（2019）押久保倫夫「『個人の尊重』と『一般的自由』『人格権』」憲法研究4号（信山社）
- ✓ 駒村圭吾（2013）駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社）